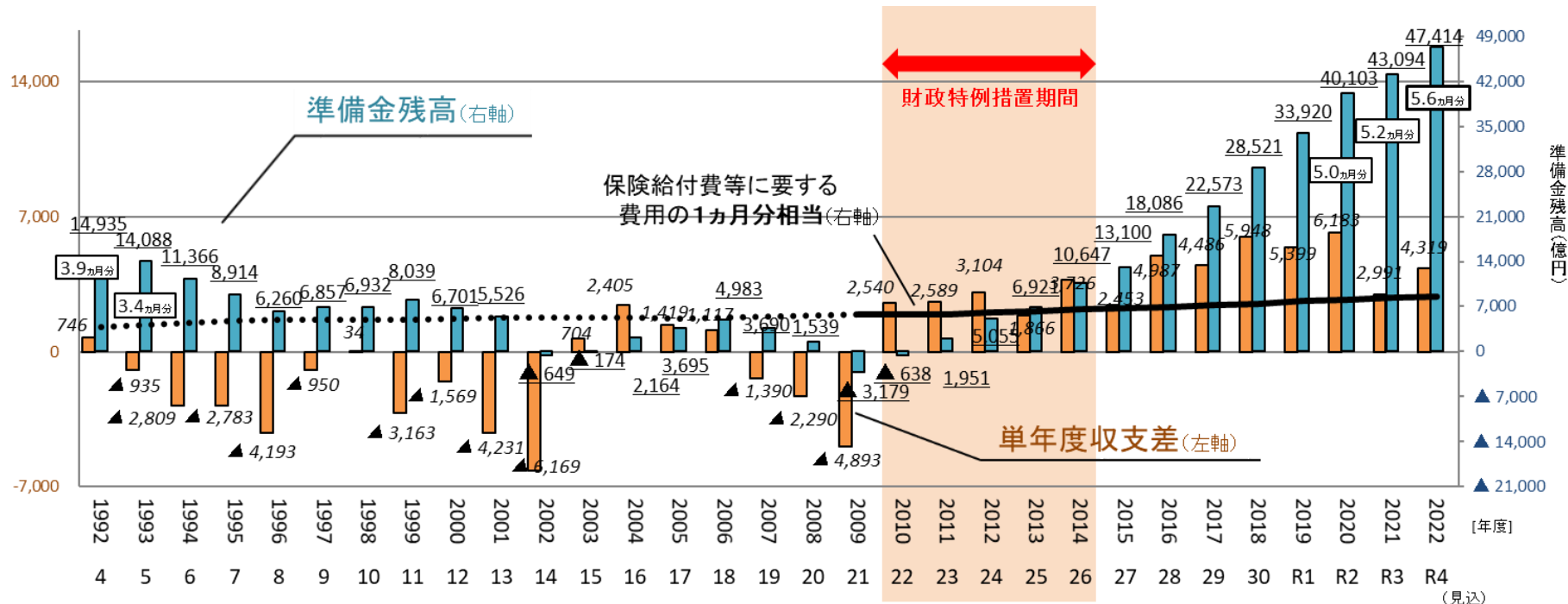


令和5年度 第1回
全国健康保険協会岐阜支部評議会

(参考資料)
令和4年度決算見込みについて
(2022)

(参考) 単年度収支差と準備金残高等の推移



(1992年度)
・国庫補助率
16.4%→13.0%

(1997年度)
・患者負担2割

(2000年度)
・介護保険
制度導入

(2003年度)
・患者負担3割、
総報酬制へ移行

(2008年度)
・後期高齢者
医療制度導入

(2015年度)
・国庫補助率
16.4%

(1994年度)
・食事療養費
制度の創設

(1998年度)
・診療報酬・薬価等
のマイナス改定

(2002・2004・2006・2008年度)
・診療報酬・薬価等の
マイナス改定

(2010年度)
・国庫補助率
13.0%→16.4%

(2016・2018～2022年度)
・診療報酬・薬価等の
マイナス改定

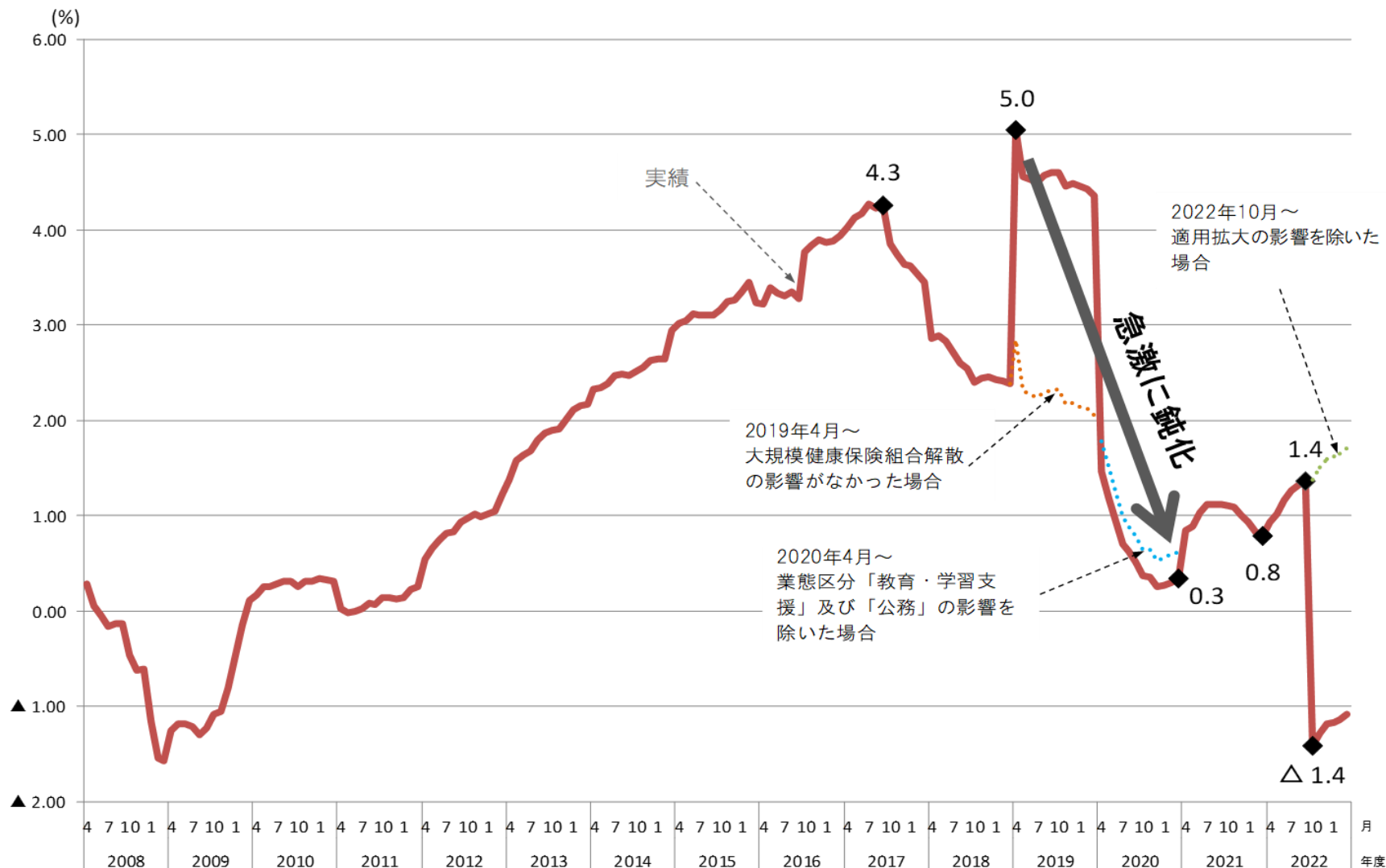
(2002年10月～)
・老人保健制度の
対象年齢引き上げ



(注) 1.1996年度、1997年度、1999年度、2001年度は国の一般会計より過去の国庫補助繰延分の返済があり、これを単年度収支に計上せず準備金残高に計上している。
 2.2009年度以前は国庫補助の清算金等があった場合には、これを単年度収支に計上せず準備金残高に計上している。
 3.協会けんぽは、各年度末において保険給付費や高齢者拠出金等の支払いに必要な額の1ヵ月分を準備金(法定準備金)として積み立てなければならないとされている(健康保険法160条の2)。
 4.2015年度の健康保険法改正で国庫補助率が当分の間16.4%と規定され、併せて準備金残高が法定準備金を超えて積み上がっていく場合に新たな超過分の国庫補助相当額を翌年度減額する国庫特例減額措置が設けられた。

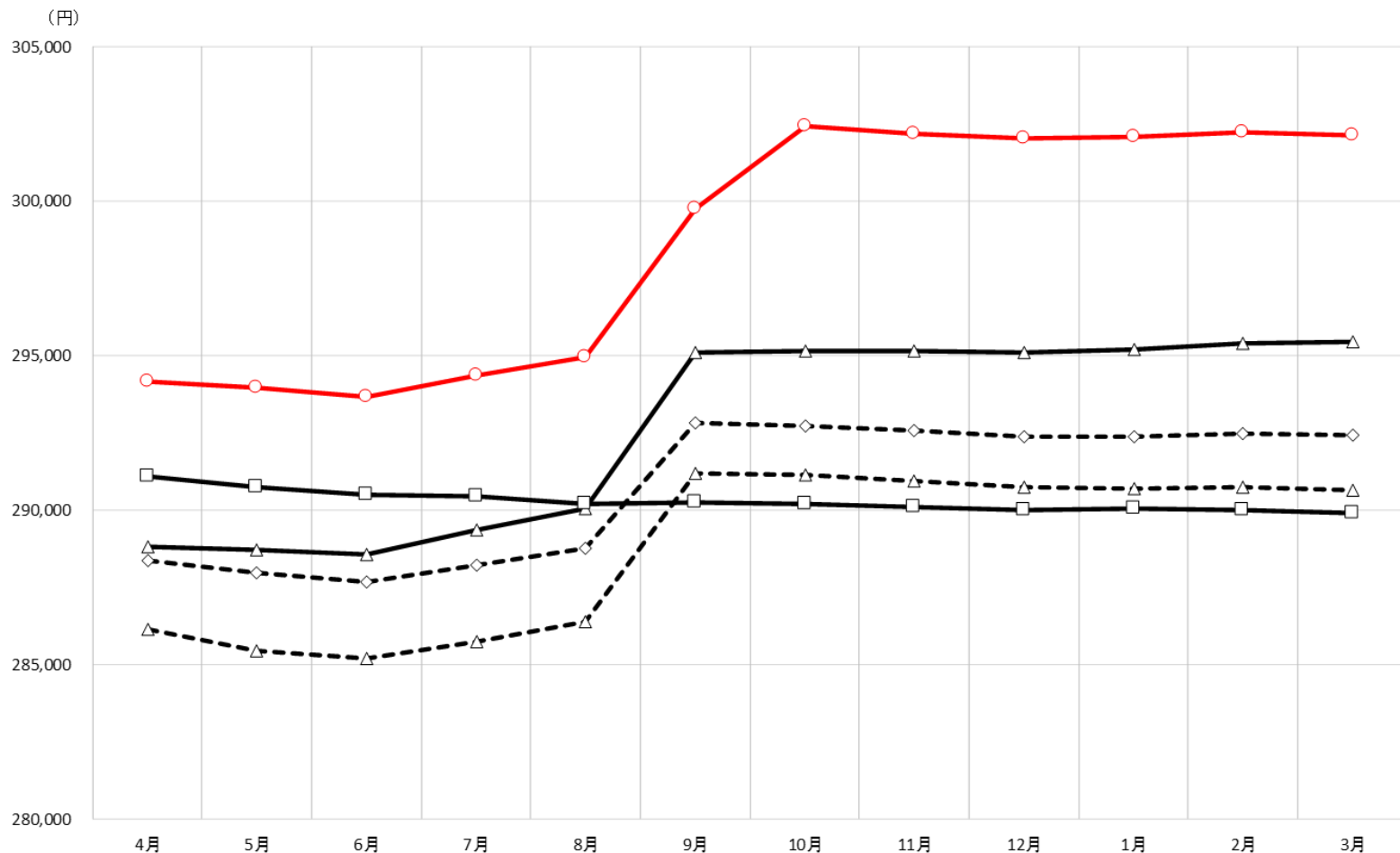
(参考) 協会けんぽの被保険者数の対前年同月比伸び率の推移

被保険者数の対前年同月比は、2017年9月をピークに鈍化傾向が続いていたが、国や自治体等に勤務する短時間労働者等が協会けんぽから共済組合に移行した影響を除けば、2022年度は上昇傾向にある。



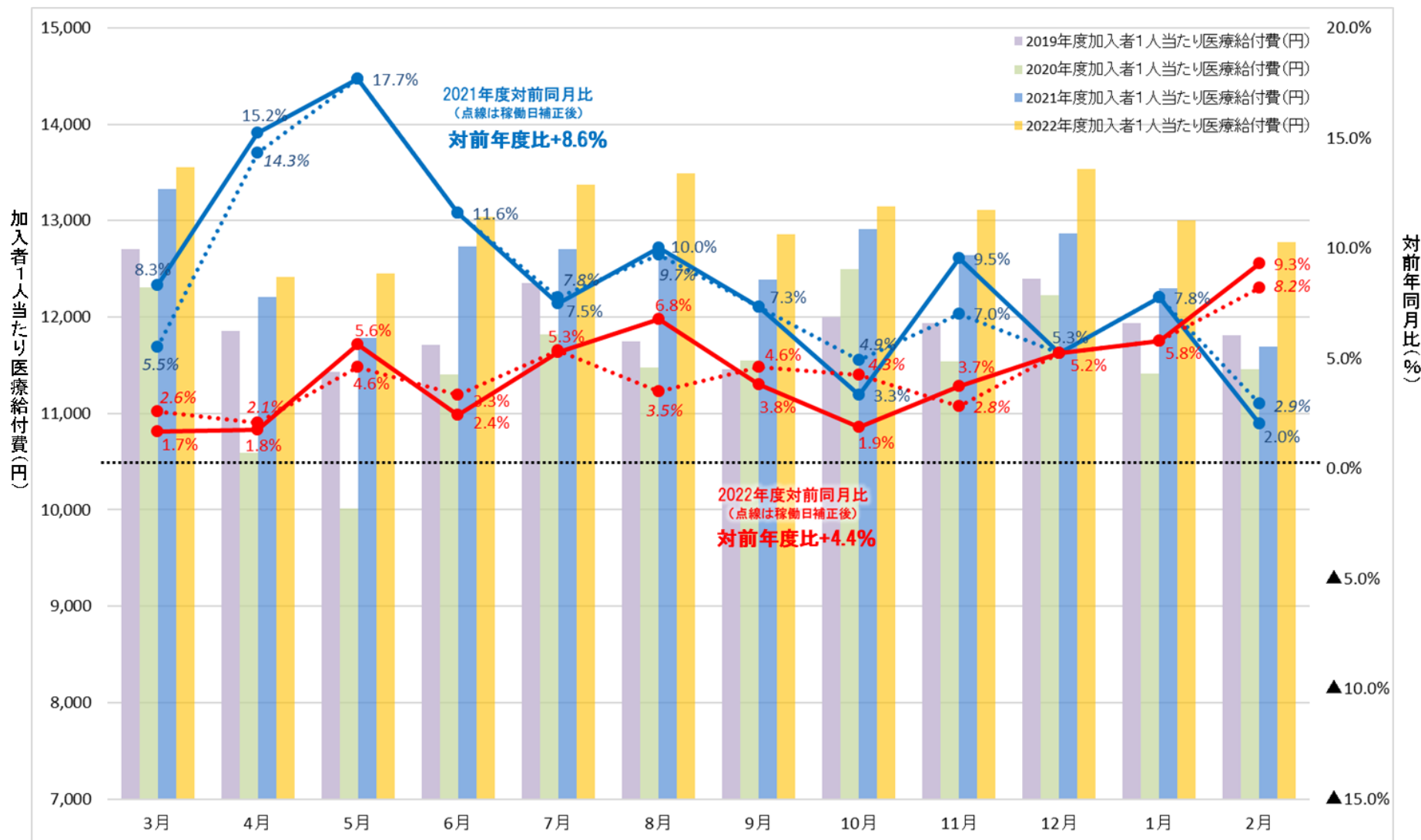
(参考) 協会けんぽの平均標準報酬月額の動向

国家公務員共済組合法及び地方公務員等共済組合法の改正による共済組員資格の適用要件の拡大に伴い、業態が公務である短時間で給与の低い非常勤職員等が協会けんぽから共済組員となったことにより、2022年10月の平均標準報酬月額は大きく上昇した。

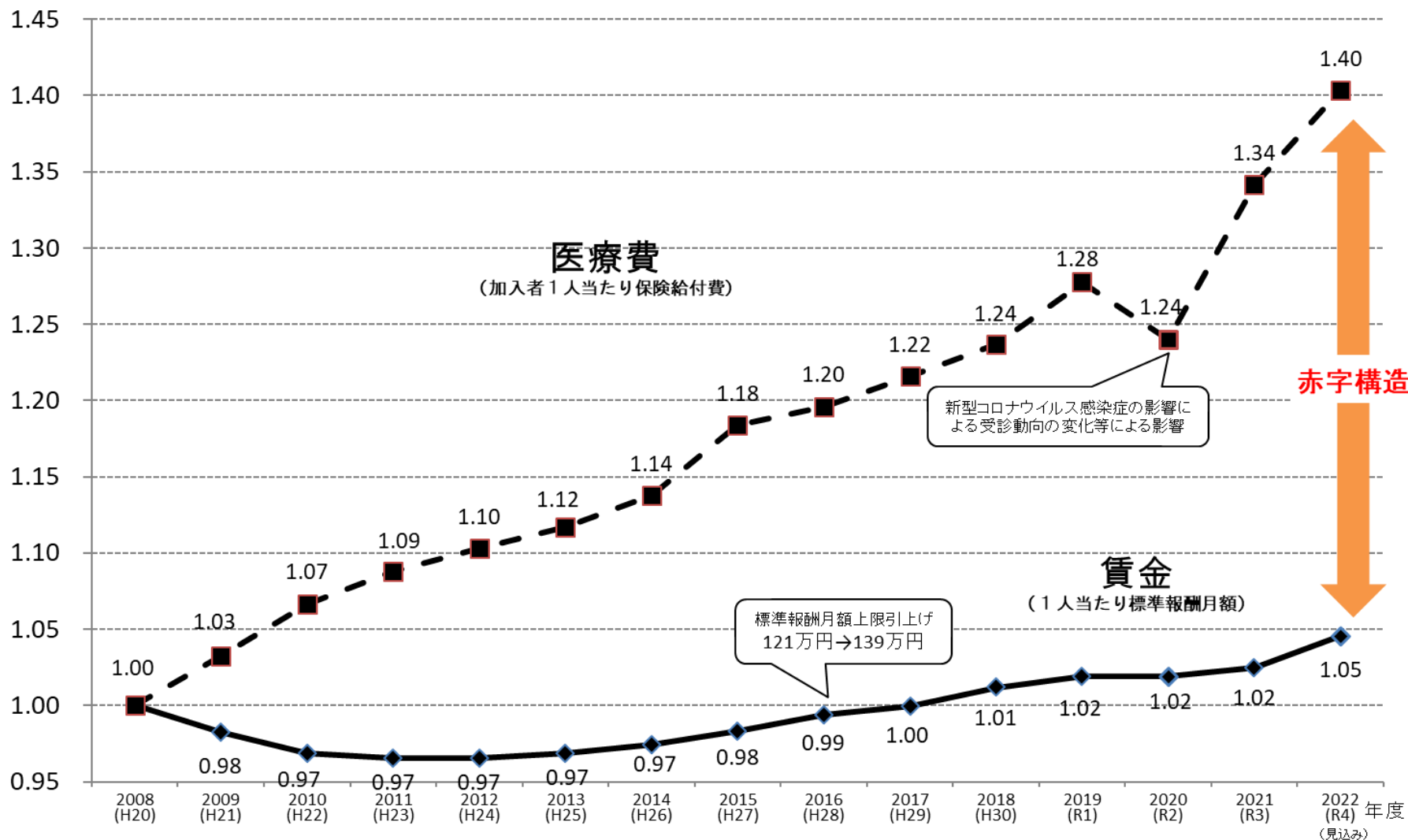


●○ 2022年4月～2023年3月 ▲ 2021年4月～2022年3月 □ 2020年4月～2021年3月 ◇ 2019年4月～2020年3月 △ 2018年4月～2019年3月

2022年度の加入者一人当たり医療給付費は、協会発足以来最高の伸びとなった2021年度の+8.6%からさらに+4.4%の大きな伸びとなった。

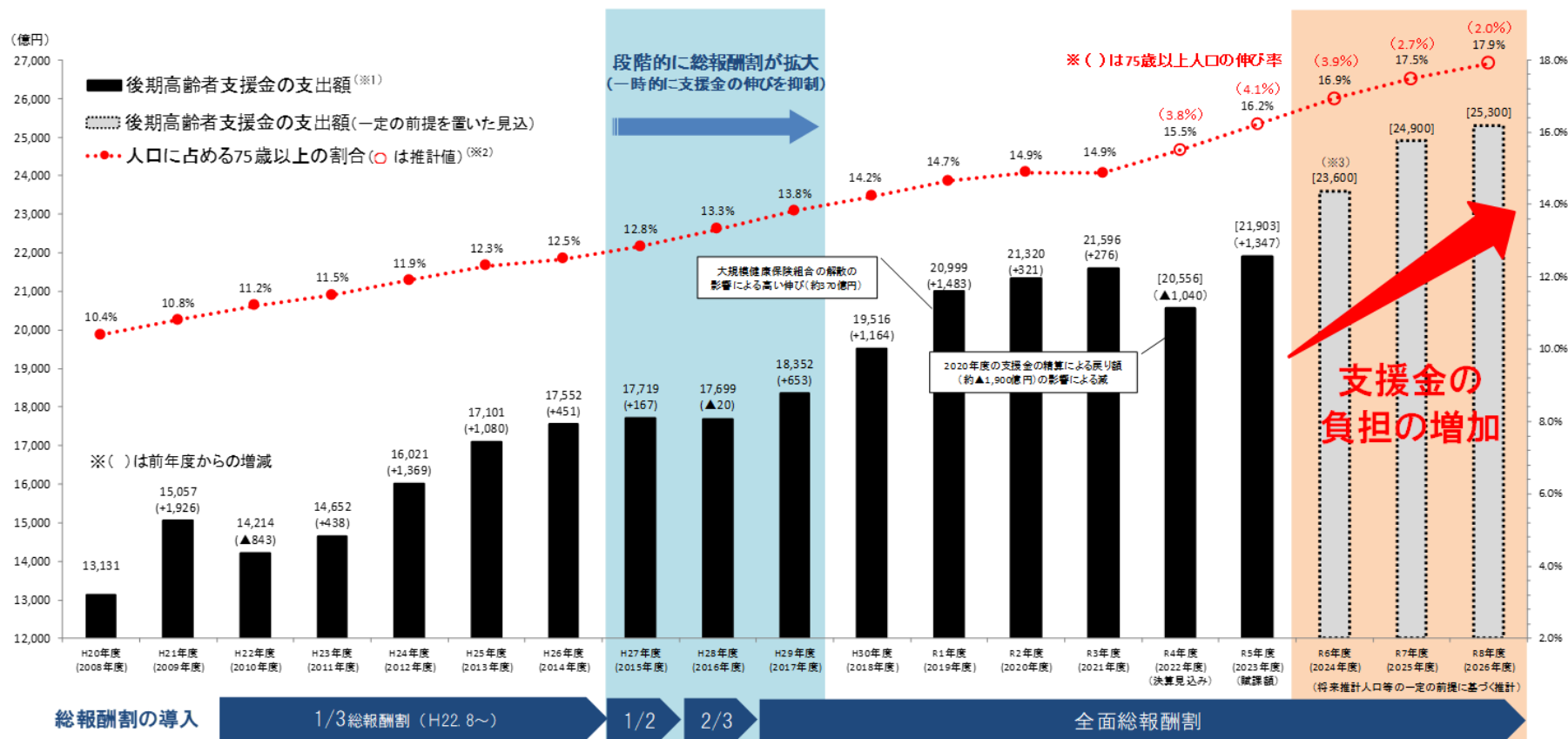


近年、医療費(1人当たり保険給付費)の伸びが賃金(1人当たり標準報酬)の伸びを上回り、協会けんぽの保険財政は赤字構造



(参考) 協会けんぽの後期高齢者支援金の推移

近年、後期高齢者支援金は、総報酬割の拡大等により一時的に伸びが抑制されていたが、団塊の世代が75歳以上になり始めているため、今後、増加が見込まれている。



(※1) 後期高齢者支援金については、当該年度の支出額（当該年度の概算分と2年度前の精算分、事務費の合計額）である。

(※2) 人口に占める75歳以上の割合については、2021年度以前の実績は「高齢社会白書」（内閣府）、2022年度以降の推計値は「日本の将来推計人口」（国立社会保障・人口問題研究所、2023年推計）による。

(※3) 2024年度以降の推計値は、百億円まるめ記載している。